

(別添 1)



問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2496)

令和3年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

令和4年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局

令和3年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

はじめに

令和3年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約246万件、輸入重量で約3,163万トンでした。また、「令和3年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、令和3年3月26日に、令和3年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 令和3年度における輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（令和3年度における計画：99,995件）の実施
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

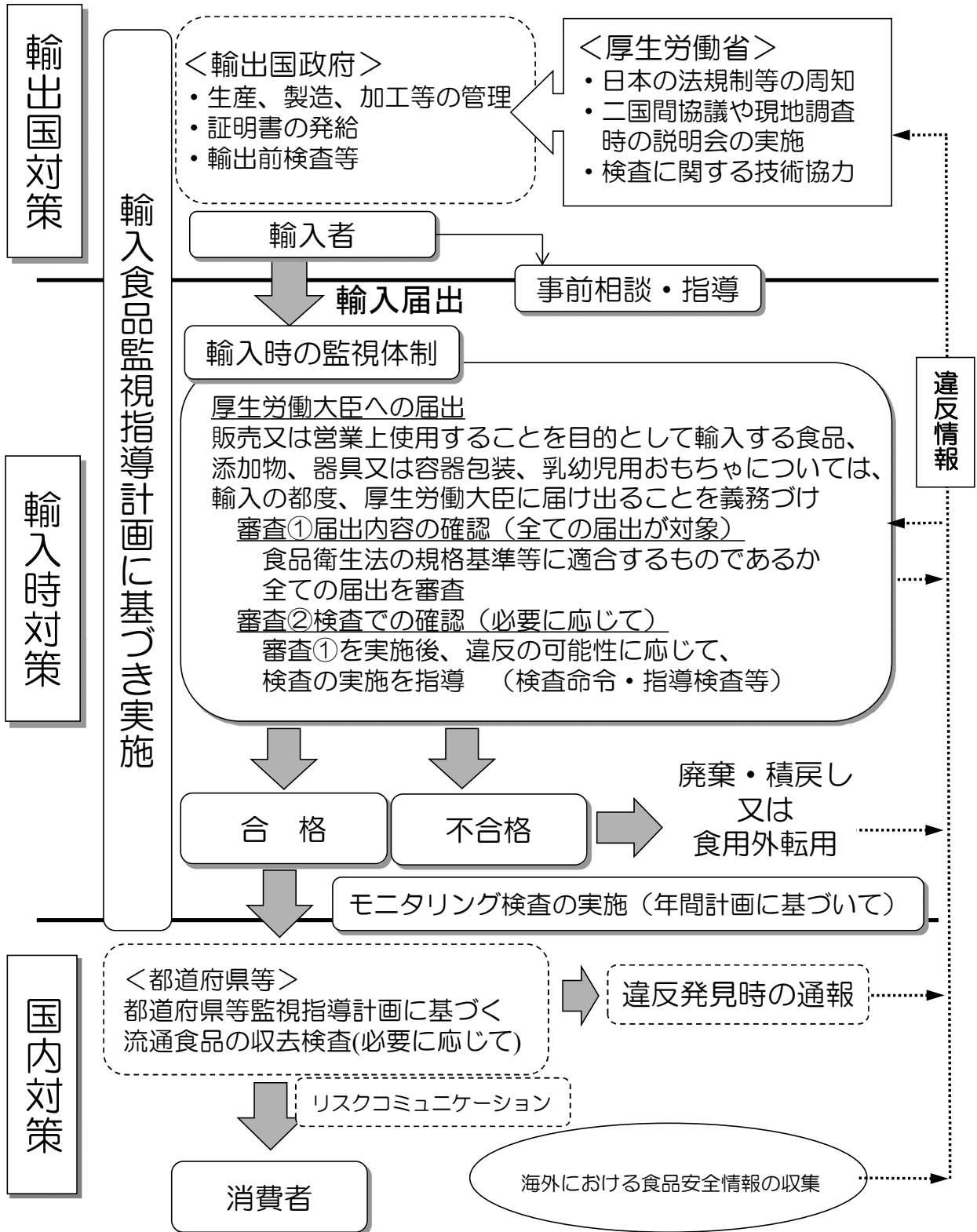
4 輸出国における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化、輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



2. 令和3年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第4条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

(1) 法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第13条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）を始めとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

令和3年度の輸入届出は、件数で2,455,182件、重量で約3,163万トンであった。輸入届出のうち、204,240件に対して検査を実施し、このうち809件（延べ857件）に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.03%に相当する（**表1**）。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

令和3年度は49,493件（計画件数延べ99,995件に対し101,365件（実施率：約101%））を実施し、このうち157件（延べ157件）に法違反が確認され（**表2**）、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い（検査の強化を開始した日から1年間を経過して又は60件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない）場合には、通常の監視体制とした（**表3**）。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし（**表4**）、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った（**表5**）。

なお、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受

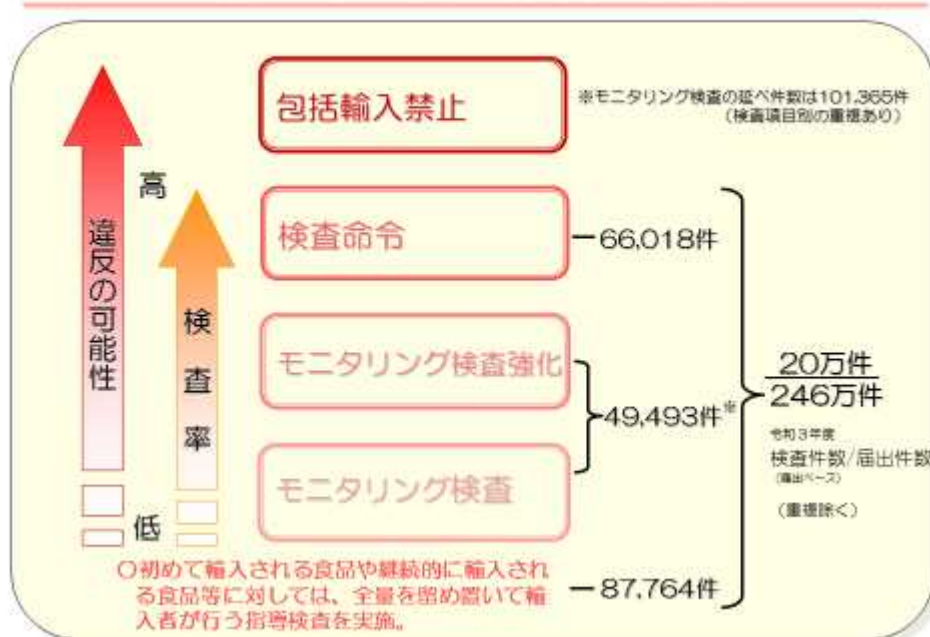
けて開始した加工食品の残留農薬検査については、令和3年度において11,162件を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(3) 法第26条第3項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第26条第3項の規定に基づく検査命令を実施した。

令和4年3月31日時点で、全輸出国が対象の15品目及び31の国・地域が対象の84品目を検査命令の対象としており、令和3年度は、66,018件(延べ83,306件)を実施し、このうち216件(延べ216件)に法違反が確認され(表6)、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第13条違反(食品の成分規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)が504件、法第6条違反(アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等)が211件、法第12条違反(指定外添加物の使用)が48件、法第18条違反(器具又は容器包装の規格)が42件、法第10条違反(食肉の衛生証明書の不添付)が5件であった(表7)。

また、検査分類別の内訳は、微生物に係る規格違反が219件(27.1%)(表8-①)、有害・有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が175件(21.6%)(表8-②)、残留農薬に係る規格違反が147件(18.2%)(表8-③)、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が120件(14.8%)(表8-④)、腐敗、変敗(異臭やカビの発生等)に係る違反49件(6.1%)(表8-⑤)、器具及び容器包装に係る規格違反42件(5.2%)(表8-⑥)、残留動物用医薬品に係る規格違反17件(2.1%)(表8-⑦)、その他42件(5.2%)(表8-⑧)であった。

①微生物に係る規格違反状況(表8-①)

国別延べ件数では、中国48件(20.2%)、ベトナム32件(13.4%)、韓国29件(12.2%)と続いている。

また、違反内容の多くは、冷凍食品の微生物に係る規格（細菌数、大腸菌群、E. coli）117件（49.2%）であった。

②有害・有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況（表8-②）

国別延べ件数では、中国45件（25.7%）、米国43件（24.6%）、イタリア14件（8.0%）と続いており、違反内容は、中国では落花生等のアフラトキシンの付着、米国ではアーモンド及び落花生のアフラトキシンの付着、イタリアではピスタチオナッツのアフラトキシンの付着が多かった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシシン149件（85.1%）であり、次いでシアン化合物14件（8.0%）、パツリン及びリステリア・モノサイトゲネスが、それぞれ4件（2.3%）であった。

③残留農薬に係る規格違反状況（表8-③）

国別延べ件数では、中国41件（26.3%）、ベトナム29件（18.6%）、韓国16件（10.3%）と続いており、違反内容は、中国ではブロッコリーのプロシミドン、ベトナムではドリアンのプロシミドン、韓国では青とうがらしのテブフェンピラド及びヘキサコナゾールが最も多かった。

また、品目別では、バナナ及び緑豆が、それぞれ12件（7.7%）、カカオ豆及びブロッコリーが、それぞれ10件（6.4%）と続いている。

④指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況（表8-④）

国別延べ件数では、中国22件（17.1%）、ベトナム21件（16.3%）、米国16件（12.4%）と続いており、違反内容は、中国では指定外添加物であるサイクラミン酸の使用、ベトナムではソルビン酸の対象外使用、米国では安息香酸の過量使用が多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、TBHQ15件（27.3%）、サイクラミン酸11件（20.0%）、カルミン酸アルミニウムレーキ及びパテントブルーVが、それぞれ7件（12.7%）と続いており、添加物の使用基準違反の内容は、ソルビン酸21件（28.4%）、二酸化硫黄19件（25.7%）、安息香酸9件（12.2%）と続いている。

⑤腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反状況（表8-⑤）

国別延べ件数では、カナダ15件（30.6%）、タイ15件（30.6%）、米国8件（16.3%）と続いており、違反内容は、カナダでは小麦及び菜種が多く、タイでは全て米であり、米国では米が多かった。

また、品目別では、米26件（53.1%）、小麦8件（16.3%）、菜種8件（16.3%）と続いている。

⑥器具及び容器包装に係る規格違反状況（表8-⑥）

国別延べ件数では、中国37件（74.0%）、イタリア3件（6.0%）、インド3件（6.0%）と続いており、材質別の違反内容は、中国では合成樹脂が最も多く、イタリアでは陶器、インドでは合成樹脂が多かった。

⑦残留動物用医薬品に係る規格違反状況（表8-⑦）

国別延べ件数では、インド9件（52.9%）、ベトナム7件（41.2%）、オーストラリア1件（5.9%）である。違反内容は、インドでは全てえびのフラゾリドンであり、ベトナムでは全てえびのエンロフロキサシンであり、オーストラリアでは牛横隔膜のアピラマイシンであった。

⑧その他（表8-⑧）

その他の違反内容の主なものは、食品添加物の成分規格13件、乾燥果実の放射性物質の検出4件、即席めんの成分規格4件、乳飲料の製造基準4件など

であった。

(5) 法第9条第1項又は第17条第1項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

令和3年度において、「食品衛生法第8条第1項及び第17条第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成14年9月6日付け食発第0906001号別添)に基づき、検査命令等による直近60件の違反率が5%を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、令和3年度においては、スペインにおけるドライソーセージのサルモネラ属菌汚染、オーストラリアにおけるかきの腸炎ビブリオ汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した(表9)。

(7) 輸出国における衛生管理対策の推進

① 二国間協議 (表10)

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

令和3年度においては、二国間協議の結果、フィリピン産パパイヤについて、未承認遺伝子組換え作物の混入防止対策を含む対日輸出の管理状況を踏まえ、検査強化対象品目を限定する見直しを行った。

また、牛海綿状脳症(BSE)に係る対策として、デンマーク産牛肉については、食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、デンマーク政府と協議を行い、輸入時に係る月齢制限を撤廃した。

② 技術協力

パラグアイでのごまの種子に係る残留農薬対策のため、継続的な専門家派遣のための支援を行った。

インドネシアにおいて問題が生じた際に迅速な情報収集・分析・対応を行える体制の構築を支援するため、長期専門家の派遣に協力を行った。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導(輸入相談)の実施を通じて、輸入食品等の自主的な衛生管理の推進を図ることとなっている。

令和3年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、47回の説明をオンライン等により実施し、延べ3,263人の関係者の参加を得た。

また、23,297 件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が 517 件（延べ 650 件）であった（**表 11**）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第 13 条が 342 件、法第 12 条が 201 件、法第 6 条が 3 件、法第 10 条が 2 件であった（**表 12**）。

国別の違反該当内容数では、米国 106 件（16.3%）、ベトナム 69 件（10.6%）、中国 67 件（10.3%）と続いている（**表 13**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は 0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は 2.22%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することにつながっている。

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 69 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表 14**）。

(10) 国民への情報提供

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、令和 4 年 1 月にオンラインにより、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表1 届出・検査・違反状況(令和3年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,455,182	3,163	204,240 (66,018) ^{※4}	8.3	809 ^{※3} (216) ^{※4}	0.03 ^{※2} (0.33) ^{※4}
(前年度実績)					
2,352,082	3,106	200,876	8.5	691	0.03 ^{※2}

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 延べ件数(検査項目別の件数)は857件

※4 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(令和3年度)

食品群	検査項目 ^{※1}	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,208	2,499	1
	残留農薬	1,281	1,622	0
	添加物	118	162	0
	病原微生物	717	661	0
	成分規格等	385	306	0
	放射線照射	29	27	0
	SRM除去	-	1,175	5
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	1,996	1,976	0
	残留農薬	1,817	2,125	1
	添加物	1,247	1,676	0
	病原微生物	3,764	3,769	0
	成分規格等	2,057	2,253	7
	カビ毒	-	15	0
	放射線照射	-	7	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	1,817	2,156	0
	残留農薬	1,698	1,774	1
	添加物	297	275	1
	病原微生物	1,493	1,855	0
	成分規格等	534	369	0
	遺伝子組換え食品	59	42	0
	放射線照射	64	67	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,035	4,256	0
	残留農薬	3,243	4,509	0
	添加物	1,564	2,584	0
	病原微生物	5,376	5,249	0
	成分規格等	5,495	5,257	41
	カビ毒	-	9	0
	放射線照射	-	10	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,410	3,342	0
	残留農薬	10,959	9,836	42
	添加物	983	899	2
	病原微生物	1,434	2,194	0
	成分規格等	415	412	0
	カビ毒	2,297	2,282	2
	遺伝子組換え食品	502	360	0
放射線照射	119	177	0	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	719	0
	残留農薬	7,160	8,761	21
	添加物	3,683	4,951	3
	病原微生物	1,970	2,075	0
	成分規格等	3,398	4,201	14
	カビ毒	3,313	3,155	4
	遺伝子組換え食品	302	365	1
放射線照射	458	425	0	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,074	1,444	0
	添加物	2,565	3,011	0
	病原微生物	-	8	0
	成分規格等	1,196	891	0
	カビ毒	1,135	1,243	3
	遺伝子組換え食品	-	17	0
	放射線照射	-	9	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	202	0
	添加物	1,075	1,314	0
	成分規格等	657	522	1
	カビ毒	118	127	3
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,738	4
総計(延数)		99,995 ^{※2}	101,365 ^{※3} 実施率約101%	157 ^{※3}

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ピブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレンール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は49,493件、違反件数は157件

表3 モニタリング検査強化品目※¹(令和3年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	えだまめ	ジフェノコナゾール
	おくら	メソミル
	花椒	アフラトキシン
	きくらげ	イミダクロプリド
		クロルピリホス
	しょうが	チアメキサム
	小豆	アセトクロール
	菜の花	ピリダベン
	にら	クロルフェナピル
		プロシミドン
	蜂の子	オキシテトラサイクリン
	ブロッコリー	ハロキシホップ
	ほうれんそう	ピラクロストロビン
	マッシュルーム	ジエトフェンカルブ
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	クロルピリホス
		フェンブコナゾール
ヘキサコナゾール		
もろこし(こうりゃん等)	アフラトキシン	
わさび	テブコナゾール	
ベトナム	PUK WHAN(アマメシバ)	インドキサカルブ
		ピリダベン
		プロフェノホス
		ペルメトリン
	あわ	臭素
	イカ	クロラムフェニコール
	きだちとうがらし	トリシクラゾール
	きび	臭素
	シソクサ	ジフェノコナゾール
		ジフルベンズロン
バナナ	シペルメトリン	
	ジメトモルフ	
	フィプロニル	
ピーマン	アセフェート	
ピタヤ(ドラゴンフルーツ)	メタラキシル及びメフェノキサム	
韓国	青とうがらし	トリシクラゾール
		プロピコナゾール
	赤とうがらし	テトラコナゾール
		ヘキサコナゾール
	エゴマ	チアクロプリド
		テトラコナゾール
		テフルベンズロン
	にら	クロルフェナピル
プロシミドン		
まくわうり	プロシミドン	

対象国・地域	対象品目	検査項目
タイ	赤とうがらし	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	シペルメトリン
		ピリダベン
		プロフェノホス
	きだちとうがらし	トリアゾホス
	きのこ	クロルピリホス
	ハイゴショウ	プロフェノホス
未成熟えんどう	ジニコナゾール	
	フルシラゾール	
	ヘキサコナゾール	
インド	アーモンド加工品	アフラトキシソ
	小麦	プロフェノホス
	とうがらし	トリアゾホス
	発酵茶	アセフェート
		エチオン
フェネルの種子	トリアゾホス	
メキシコ	青とうがらし	プロピコナゾール
	アボカド	ビフェントリン
	いちご	フェナザキン
	マンゴー	シペルメトリン
	芽キャベツ	ピリダリル
台湾	バナナ	イミダクロプリド
		デルタメトリン及びトラロメトリン
		ピラクロストロビン
養殖鰻	レバミゾール	
アルゼンチン	いんげん豆	メスルフロンメチル
	チアシード	アフラトキシソ
	はちみつ	グリホサート
オーストラリア	牛肉	アピラマイシソ
	とうもろこし	アフラトキシソ
	ボラの卵	ディルドリン
フィリピン	おくら	プロフェノホス
	バナナ	デルタメトリン及びトラロメトリン
	パパイヤ	デルタメトリン及びトラロメトリン
ペルー	キノア	フィプロニル
	バナナ	シペルメトリン
フィプロニル		
オランダ	セルリアック	クロルプロファミ
	ピーマン	テフルベンズロン
スペイン	うるち米	テブコナゾール
		デルタメトリン及びトラロメトリン
スリランカ	赤とうがらし	トリアゾホス
	発酵茶	ジウロン
ニュージーランド	いちご	カルバリル
	はちみつ	グリホサート
米国	セロリ	アセフェート
	レモン	フェナザキン

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	うるち米	デルタメトリン及びトラロメトリン
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド
エクアドル	バナナ	ピリプロキシフェン
ガーナ	カカオ豆	シペルメトリン
グアテマラ	バナナ	ピリプロキシフェン
ケニア	コーヒー豆	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
チリ	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
トルコ	ひよこ豆	アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
ハンガリー	はちみつ	クマホス
バングラデシュ	うるち米	クロルピリホス
ブラジル	ブラジルナッツ加工品	アフラトキシン
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン
ベネズエラ	カカオ豆	シペルメトリン
マラウイ	マカダミアナッツ	ベルメトリン
マレーシア	ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)	クロルピリホス
ミャンマー	ごまの種子	アフラトキシン
パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)	アーモンド加工品	アフラトキシン
ロシア連邦	さけ・ます	マラカイトグリーン

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

表4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(令和3年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
ベトナム	シソクサ	イソプロチオラン
		イプロベンホス
		トリシクラゾール
		ヘキサコナゾール
		ルフェヌロン
	ドリアン	プロシミドン
	バナナ	ペルメトリン
	レイシ(ライチ)	トリシクラゾール
韓国	青とうがらし	テブフェンピラド
		ヘキサコナゾール
	赤とうがらし	プロピコナゾール
中国	赤とうがらし	プロピコナゾール
	ひまわりの種子	アフラトキシン
インド	脱脂大豆	アフラトキシン
インドネシア	コーヒー豆	イソプロカルブ
オーストラリア	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
台湾	ウーロン茶	カルバリル
タンザニア	ごまの種子	イミダクロプリド
南アフリカ	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン

表5 直ちに検査命令へ移行した品目(令和3年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	アーモンド、チアシード又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	そば	アフラトキシン
イタリア	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
ネパール	赤とうがらし又はターメリックを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	そば	アフラトキシン
フランス	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
アルゼンチン	いんげん豆	アフラトキシン
イスラエル	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
イラン	アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
インド	トウジンビエ	アフラトキシン
スペイン	乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
トルコ	ピスタチオナッツを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
パキスタン	赤とうがらし、ピスタチオナッツ又はひよこ豆を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
バングラデシュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
米国	ターメリックを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
ベトナム	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品(製造者限定)	アフラトキシン
ミャンマー	緑豆	チアメトキサム

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和3年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (15品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	総アフラトキシン	12,322	112
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	283	11
	すじこ	亜硝酸根	137	0
中国 (20品目)	あさり、野菜(赤とうがらし、たまねぎ、にんじん、にんにくの茎、ばれいしよ、ブロッコリー、ほうれんそう)	エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアメトキサム、トリアジメノール、ハロキシホップ、プロシミドン、プロピコナゾール、プロメトリン	36,965	29
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	8,239	2
	花椒、そば、ひまわりの種子、もろこし(こうりゃん等)	総アフラトキシン	636	2
	鰻、スッポン	エンロフロキサシン、オキシリニック酸、スルファジミジン	457	0
	加工食品	サイクラミン酸	146	0
韓国 (14品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	3,524	0
	青とうがらし、赤とうがらし、エゴマ	インドキサカルブ、テブフェンピラド、パクロブトラゾール、フルキンコナゾール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール	619	8
ベトナム (14品目)	えび、かわはぎ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール	9,853	7
	青とうがらし、赤とうがらし、オオバコエンドロ、きだちとうがらし、ドリアン、にんじん、バナナ、レイシ	クロルピリホス、シペルメトリン、トリシクラゾール、プロシミドン、プロピコナゾール、プロフェノホス、ヘキサコナゾール、ペルメトリン	570	2
	加工食品	サイクラミン酸	38	0
	きび	総アフラトキシン	3	0
インド (10品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,641	9
	ケツメイシ、脱脂大豆、トウジンビエ、とうもろこし、メボウキの種子(バジルシード)	総アフラトキシン	165	1
	紅茶、とうがらし、フェネルの種子	トリアゾホス、ヘキサコナゾール	72	0
タイ (9品目)	オオバコエンドロ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、プロシミドン、プロピコナゾール	1,842	3
米国 (9品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	3,086	9
	とうもろこし(爆裂種)	デルタメトリン及びトラロメトリン	47	0
イタリア (7品目)	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	287	6
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	14	0
台湾 (5品目)	ウーロン茶	カルバリル	300	2
	加工食品	サイクラミン酸	39	0
フィリピン (5品目)	おくら、バナナ、マンゴー	クロルピリホス、シペルメトリン、テブフェノジド、フィプロニル、フェントエート、フルアジホップブチル、メタミドホス	336	0
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	204	0
その他(30の国・地域、総42品目)			1,481	13
総計			(延数) ^{※1} 83,306	216
			(実数) ^{※2} 66,018	216

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表7 条文別違反状況(令和3年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	211 (延数) 211 (実数)	24.6%	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、二枚貝の下痢性貝毒及び麻痺性貝毒の検出、米、小麦、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)等
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	5 (延数) 5 (実数)	0.6%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	55 (延数) 48 (実数)	6.4%	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、塩化メチレン、カルミン酸アルミニウムレーキ、サイクラミン酸、酸化亜鉛、パテントブルーV、メタノール、メチルコバラミン、ヨウ素化塩)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	536 (延数) 504 (実数)	62.5%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	50 (延数) 42 (実数)	5.8%	材質別規格等の違反
合計	(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	857 809	

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数(1件は第12条違反及び第13条違反)

表8-① 微生物に係る規格違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	5	48
		E. coli	3	
		細菌数	3	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	6	
		E. coli	3	
		細菌数	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	6	
		細菌数	2	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	4	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	4	
	冷凍食品(その他の食品)	E. coli	2	
		細菌数	1	
	加熱食肉製品	E. coli	1	
		大腸菌群	1	
冷凍食品(水産動物類)	細菌数	2		
粉末清涼飲料	細菌数	1		
ゆでだこ	大腸菌群	1		
冷凍食品(穀類)	E. coli	1		
ベトナム	冷凍食品(果実)	大腸菌群	5	32
		細菌数	3	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	7	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	4	
		E. coli	3	
	冷凍食品(魚類)	E. coli	1	
		細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	ゆでがに	大腸菌群	2	
	冷凍食品(穀類)	E. coli	1	
大腸菌群		1		
冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	1		
冷凍食品(その他の農産加工品)	細菌数	1		
冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1		
韓国	粉末清涼飲料	大腸菌群	7	29
		細菌数	2	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	4	
		大腸菌群	3	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	3	
		細菌数	1	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	3	
		大腸菌群	1	
冷凍食品(貝類)	E. coli	1		
	細菌数	1		

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
韓国	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	29
	ゆでがに	細菌数	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1	
台湾	魚肉ねり製品	大腸菌群	10	19
	粉末清涼飲料	大腸菌群	4	
		細菌数	2	
	加熱食肉製品	E. coli	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1		
タイ	冷凍食品(野菜)	E. coli	2	18
		細菌数	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	3	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	2	
		細菌数	1	
	加熱食肉製品	E. coli	1	
		大腸菌群	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	2	
冷凍食品(水産動物類)	細菌数	1		
	大腸菌群	1		
冷凍食品(魚類)	E. coli	1		
冷凍食品(畜産物)	大腸菌群	1		
インドネシア	冷凍食品(水産動物類)	E. coli	4	13
		細菌数	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	
		細菌数	2	
	冷凍食品(果実)	細菌数	1	
ゆでがに	細菌数	2		
冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1		
マレーシア	魚肉ねり製品	大腸菌群	7	13
		細菌数	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2	
		細菌数	1	
	冷凍食品(果実)	E. coli	1	
細菌数		1		
冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1		
オーストラリア	アイスマルク	大腸菌群	4	9
		細菌数	1	
	粉末清涼飲料	細菌数	2	
	清涼飲料水	大腸菌群	1	
	バター	大腸菌群	1	
フランス	冷凍食品(果実)	大腸菌群	2	8
		細菌数	1	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	3	
	アイスクリーム	大腸菌群	1	
バター	大腸菌群	1		

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
ブラジル	冷凍食品(果実)	細菌数	2	7
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(穀類)	E. coli	2	
	氷菓	大腸菌群	1	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
イタリア	プロセスチーズ	大腸菌群	2	6
	ラクトアイス	大腸菌群	1	
	冷凍食品(きのこ類)	E. coli	1	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	1	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	
米国	生食用かき	細菌数	2	5
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	2	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
英国	冷凍食品(魚類)	細菌数	3	4
	バター	大腸菌群	1	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	4	4
インド	粉末清涼飲料	細菌数	2	3
		大腸菌群	1	
トルコ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2	3
	冷凍食品(野菜)	E. coli	1	
フィリピン	ゆでだこ	大腸菌群	2	3
	粉末清涼飲料	細菌数	1	
ロシア	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	3	3
シンガポール	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	2
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	
オランダ	冷凍食品(野菜)	E. coli	1	1
カナダ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1	1
スペイン	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	1	1
日本	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	1	1
ベラルーシ	バター	大腸菌群	1	1
ペルー	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1	1
ベルギー	アイスクリーム	大腸菌群	1	1
南アフリカ	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1	1
メキシコ	原料用果汁	大腸菌群	1	1
総計		(延数) ^{※1}	238	
		(実数) ^{※2}	219	

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	落花生	総アフラトキシン	36	45
	そば	総アフラトキシン	3	
	あかがい	下痢性貝毒	1	
		麻痺性貝毒	1	
	菓子類	総アフラトキシン	2	
	亜麻の種子	シアン化合物	1	
とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1		
米国	アーモンド	総アフラトキシン	17	43
	落花生	総アフラトキシン	12	
	とうもろこし	総アフラトキシン	7	
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	3	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	2	
	乾燥なつめやし	総アフラトキシン	1	
	ターメリック(香辛料)	総アフラトキシン	1	
イタリア	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	4	14
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	3	
	菓子類	シアン化合物	1	
		総アフラトキシン	1	
	チョコレート	総アフラトキシン	2	
	種実類の調整品	総アフラトキシン	1	
	蒸留酒	メタノール	1	
とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1		
ブラジル	落花生	総アフラトキシン	7	10
	キャッサバ	シアン化合物	2	
	調味料	シアン化合物	1	
ベトナム	落花生	総アフラトキシン	5	8
	キャッサバ	シアン化合物	2	
	野菜の調整品	シアン化合物	1	
インドネシア	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	4	6
	落花生	総アフラトキシン	2	
インド	脱脂大豆	総アフラトキシン	1	5
	トウジンビエ	総アフラトキシン	1	
	とうもろこし	総アフラトキシン	1	
	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	1	
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
スペイン	アーモンド	総アフラトキシン	2	5
	非加熱食肉製品	サルモネラ属菌	1	
		リステリア・モノサイトゲネス	1	
	菓子類	総アフラトキシン	1	
パキスタン	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	3	5
	調整粉類	総アフラトキシン	1	
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
スリランカ	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	3	4
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
トルコ	チョコレート	総アフラトキシン	3	4
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	
ネパール	ミックススパイス	総アフラトキシン	2	4
	亜麻の種子	シアン化合物	1	
	そば	総アフラトキシン	1	
南アフリカ	落花生	総アフラトキシン	2	4
	原料用りんご果汁	パツリン	1	
	清涼飲料水	パツリン	1	
ミャンマー	バター豆	シアン化合物	4	4
アルゼンチン	いんげん豆	総アフラトキシン	1	2
	落花生	総アフラトキシン	1	
イラン	菓子類	総アフラトキシン	1	2
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	1	
タイ	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	2
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
イスラエル	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	1	1
ウガンダ	落花生	総アフラトキシン	1	1
オーストラリア	原料用りんご果汁	パツリン	1	1
ガーナ	キャッサバ	シアン化合物	1	1
チリ	原料用りんご果汁	パツリン	1	1
バングラデシュ	菓子類	総アフラトキシン	1	1
フランス	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	1
ポーランド	チョコレート	総アフラトキシン	1	1
総計			(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	175 175

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-③ 残留農薬に係る規格違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)	
中国	ブロッコリー		プロシミドン(9)、ハロキシホップ	41
	あさり		プロメトリン(6)	
	にんじん	トリアジメノール(4)	ジメトモルフ(2)	
	たまねぎ	チアメトキサム(3)		
	にんにくの茎		チアメトキサム(2)、プロシミドン	
	きくらげ		イミダクロプリド、クロルピリホス	
	とうがらし(香辛料)		プロピコナゾール(2)	
	ばれいしょ		ハロキシホップ(2)	
	未成熟えんどう		クロルピリホス、フェンブコナゾール	
	えだまめ		ジフェノコナゾール	
	おくら	メソミル		
	ほうれんそう		ピラクロストロビン	
	マッシュルーム		ジエトフェンカルブ	
	わさび		テブコナゾール	
ベトナム	シソクサ		イプロベンホス(2)、トリシクラゾール(2)、ヘキサコナゾール(2)、イソプロチオラン、ジフルベンズロン、ルフェヌロン	29
	ドリアン		プロシミドン(5)	
	バナナ	シペルメトリン	ジメトモルフ(3)、ペルメトリン	
	赤とうがらし		プロピコナゾール(2)	
	きだちとうがらし		プロピコナゾール、ヘキサコナゾール	
	ピタヤ		メタラキシル及びメフェノキサム(2)	
	レイシ		トリシクラゾール(2)	
	あわ	臭素		
きび	臭素			
韓国	青とうがらし		テブフェンピラド(4)、ヘキサコナゾール(4)	16
	まくわうり		クロルフェナビル(2)、プロシミドン	
	とうがらし(香辛料)		フルキンコナゾール、プロピコナゾール	
	赤とうがらし		プロピコナゾール	
	エゴマ		バクロブトラゾール	
	たまねぎ	チアメトキサム		
タイ	きだちとうがらし		トリアゾホス(2)、プロピコナゾール	12
	未成熟えんどう		ヘキサコナゾール、ジニコナゾール、フルシラゾール	
	マンゴー	シペルメトリン(2)		
	赤とうがらし		トリアゾホス	
	オオバコエンドロ		ピリダベン	
	ドリアン		プロシミドン	
	ハイゴショウ		プロフェノホス	
ミャンマー	緑豆	チアメトキサム(12)		12
台湾	ウーロン茶		カルバリル(8)	10
	バナナ	イミダクロプリド	デルタメトリン及びトラロメトリン	
エクアドル	カカオ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(5)	8
	バナナ		ピリプロキシフェン(3)	
インドネシア	コーヒー豆		イソプロカルブ(4)	4
インド	発酵茶	アセフェート、エチオン		3
	小麦		プロフェノホス	
コートジボワール	カカオ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(3)	3

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)		
フィリピン	おくら		プロフェノホス	2	
	バナナ		デルタメトリン及びトラロメトリン		
米国	セロリ		アセフェート	2	
	レモン		フェナザキン		
ペルー	キノア	フィプロニル		2	
	バナナ	シペルメトリン			
メキシコ	マンゴー	シペルメトリン(2)		2	
アルゼンチン	はちみつ		グリホサート	1	
イタリア	うるち米		デルタメトリン及びトラロメトリン	1	
英国	発酵茶	エチオン		1	
オーストラリア	ボラの卵	ディルドリン		1	
ガーナ	カカオ豆	シペルメトリン		1	
スリランカ	発酵茶	ジウロン		1	
タンザニア	ごまの種子	イミダクロプリド		1	
ニュージーランド	乾燥いちご		カルバリル	1	
バングラデシュ	うるち米	クロルピリホス		1	
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	1	
総計				(延数) ^{※1}	156
				(実数) ^{※2}	147

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-④ 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計	
中国	菓子類	指定外添加物	サイクラミン酸	5	22
	野菜の調整品	指定外添加物	TBHQ	4	
	調味料	使用基準	ソルビン酸	2	
			エチレンジアミン四酢酸カルシウムナトリウム	1	
	漬け物(野菜)	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
		使用基準	ソルビン酸	1	
			二酸化硫黄	1	
	健康食品	指定外添加物	サイクラミン酸	2	
	えび	使用基準	二酸化硫黄	1	
	柏葉	使用基準	二酸化硫黄	1	
	乾燥果実	使用基準	二酸化硫黄	1	
水産動物類くん製品	使用基準	ソルビン酸	1		
水煮(貝類)	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウムナトリウム	1		
ベトナム	菓子類	使用基準	ソルビン酸	5	21
			デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
	調味料	指定外添加物	サイクラミン酸	2	
			アセスルファムカリウム	1	
			スクラロース	1	
	即席めん	使用基準	ソルビン酸	1	
			安息香酸	2	
	清涼飲料水	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウムナトリウム	1	
			ソルビン酸	1	
	乾燥果実	使用基準	ソルビン酸	1	
	ココナッツ	使用基準	安息香酸ナトリウム	1	
水産動物類加工品	指定外添加物	サイクラミン酸	1		
豆類加工品	使用基準	ソルビン酸	1		
野菜の調整品	使用基準	ソルビン酸	1		
米国	糖類	使用基準	安息香酸	6	16
	健康食品	指定外添加物	酸化亜鉛	2	
			メタノール	1	
		使用基準	リン酸一水素カルシウム	1	
	粉末清涼飲料	指定外添加物	メチルコパラミン	4	
	菓子類	使用基準	ソルビン酸	1	
乾燥果実	使用基準	二酸化硫黄	1		
フランス	チョコレート	指定外添加物	カルミン酸アルミニウムレーキ	6	12
			パテントブルーV	6	
イタリア	粉末清涼飲料	使用基準	二酸化ケイ素	3	8
	カフェインレスコーヒー豆	指定外添加物	塩化メチレン	1	
	チョコレート	使用基準	三二酸化鉄	1	
	漬け物(果実)	使用基準	グルコン酸第一鉄	1	
	ラクトアイス	使用基準	銅クロロフィリンナトリウム	1	
	リキュール類	指定外添加物	パテントブルーV	1	

国・地域	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	合計
インド	菓子類	指定外添加物	TBHQ	2	5
	野菜の調整品	使用基準	ソルビン酸	2	
	果実加工品	指定外添加物	TBHQ	1	
インドネシア	調味料	指定外添加物	TBHQ	4	5
	即席めん	使用基準	ソルビン酸カリウム	1	
タイ	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	1	4
	果実酒	指定外添加物	アゾルビン	1	
	乾燥野菜	使用基準	二酸化硫黄	1	
	穀類加工品	指定外添加物	アゾルビン	1	
ドイツ	清涼飲料水	使用基準	二酸化硫黄	4	4
ネパール	即席めん	指定外添加物	TBHQ	3	4
			ヨウ素化塩	1	
韓国	調味料	使用基準	パラオキシ安息香酸エチル	1	3
	漬け物(野菜)	使用基準	安息香酸	1	
	粉末清涼飲料	指定外添加物	カルミン酸アルミニウムレーキ	1	
台湾	野菜の調整品	使用基準	二酸化硫黄	2	3
	調味料	使用基準	ポリソルベート	1	
マレーシア	調味料	使用基準	安息香酸ナトリウム	3	3
ウズベキスタン	乾燥果実	使用基準	二酸化硫黄	2	2
スペイン	菓子類	使用基準	ソルビン酸	1	2
	漬け物(果実)	使用基準	グルコン酸第一鉄	1	
トルコ	グレープフルーツ	使用基準	イマザリル	1	2
	漬け物(野菜)	使用基準	二酸化硫黄	1	
ニュージーランド	果実酒	使用基準	ソルビン酸	2	2
ペルー	えび	使用基準	二酸化硫黄	1	2
	穀類	使用基準	二酸化硫黄	1	
ウルグアイ	プロポリス加工品	使用基準	微粒二酸化ケイ素	1	1
英国	発酵茶	指定外添加物	塩化メチレン	1	1
オーストラリア	ローヤルゼリー加工品	指定外添加物	TBHQ	1	1
カナダ	リキュール類	使用基準	ソルビン酸カリウム	1	1
カンボジア	菓子類	指定外添加物	アゾルビン	1	1
スリランカ	菓子類	指定外添加物	アゾルビン	1	1
チリ	レモン	使用基準	イマザリル	1	1
ベルギー	チョコレート	指定外添加物	アゾルビン	1	1
ホンジュラス	えび	使用基準	二酸化硫黄	1	1
総計		(延数) ^{※1}	指定外添加物	55	129
			使用基準	74	
		(実数) ^{※2}	指定外添加物	48	
			使用基準	72	

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生等)に係る違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	件数	合計
カナダ	小麦	7	15
	菜種	7	
	大麦	1	
タイ	米	15	15
米国	米	5	8
	大豆	2	
	大麦	1	
オーストラリア	米	3	6
	大麦	2	
	菜種	1	
中国	米	3	3
ブラジル	大豆	1	1
フランス	小麦	1	1
総計			49

表8-⑥ 器具及び容器包装に係る規格違反状況(令和3年度)

国・地域	材質分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	合成樹脂	蒸発残留物	13	37
		鉛	3	
		過マンガン酸カリウム消費量	1	
	ホウロウ引き	カドミウム	6	
		鉛	5	
	ゴム	亜鉛	6	
		蒸発残留物	1	
	ガラス	カドミウム	1	
鉛		1		
イタリア	陶器	鉛	2	3
	ゴム	亜鉛	1	
インド	合成樹脂	重金属	1	3
		蒸発残留物	1	
	ゴム	亜鉛	1	
英国	磁器	カドミウム	1	2
		鉛	1	
ギリシャ	磁器	鉛	2	2
韓国	合成樹脂	蒸発残留物	1	1
タイ	ゴム	亜鉛	1	1
ベトナム	ゴム	蒸発残留物	1	1
総計			(延数) ^{※1}	50
			(実数) ^{※2}	42

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑦ 残留動物用医薬品に係る規格違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	違反内容			件数 ^{※1}
		基準値超過 (一律基準0.01ppm)	含有してはならない	検出されるもので あってはならない	
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして)(9)	9
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(7)		7
オーストラリア	牛横隔膜		アビラマイシン		1
総計				(延数) ^{※1}	17
				(実数) ^{※2}	17

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8-⑧ その他の違反状況(令和3年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
韓国	乳飲料	製造基準	4	6
	食品添加物	成分規格	2	
ベトナム	漬け物(野菜)	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出	3	6
	冷凍食品(果実)	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出	2	
	食品添加物	成分規格	1	
スペイン	乾燥食肉製品	成分規格	2	5
	山羊肉	衛生証明書の不添付	2	
	ミネラルウォーター	成分規格	1	
中国	食品添加物	成分規格	5	5
イタリア	氷菓	製造基準	2	3
	牛舌	衛生証明書の不添付	1	
台湾	冷凍食品(野菜)	保存基準	2	2
バングラデシュ	即席めん	成分規格	2	2
フィリピン	果実加工品	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出	1	2
	即席めん	成分規格	1	
フィンランド	乾燥果実	放射性物質	2	2
米国	食品添加物	成分規格	2	2
インドネシア	食品添加物	成分規格	1	1
エストニア	乾燥果実	放射性物質	1	1
オーストラリア	食品添加物	成分規格	1	1
オーストリア	牛舌	衛生証明書の不添付	1	1
シンガポール	即席めん	成分規格	1	1
タイ	食品添加物	成分規格	1	1
フランス	牛肝臓	衛生証明書の不添付	1	1
リトアニア	乾燥果実	放射性物質	1	1
総計		(延数) ^{※1}	43	
		(実数) ^{※2}	42	

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表9 海外情報に基づき行った主な監視強化(令和3年度)

強化月	対象国・地域	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
6月	中国 韓国	貝類加工品 (A型肝炎ウイルス汚染のおそれ)	韓国において、A型肝炎ウイルスが検出された中国産貝類加工品の回収が行われているとの追加情報を受け、通知を改正し、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月 8月	アイルランド	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	アイルランドにおいて、リステリア・モノサイトゲネスが検出されたナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
9月	スペイン	ドライソーセージ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	スペインにおいて、サルモネラ属菌が検出されたドライソーセージの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
12月	オーストラリア	かき (腸炎ビブリオ汚染のおそれ)	オーストラリアにおいて、腸炎ビブリオに汚染されている可能性があるとしてかきの自主回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

表10 主な二国間協議(令和3年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
デンマーク産牛肉 (BSE)	令和2年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、デンマーク政府と協議を行い、令和3年8月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。	—
スイス産牛肉 (BSE)	スイス政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、令和3年9月に牛肉加工品の輸入を解禁した。	—
フィリピン産パパイヤ	フィリピン政府において未承認遺伝子組換えパパイヤの混入防止対策を含む対日輸出管理について報告がなされたことから、生鮮パパイヤ(ソロ種)について、通常監視とした。	—
南アフリカ産ぶどう酒	平成27年6月に特定製造者が製造したぶどう酒にガラス片が混入し、回収が行われた事案について、南アフリカ政府からの報告により回収対象品の回収と改善が完了したことを確認できたことから通常監視とした。	—

表11 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
輸入相談実施件数	12,111	11,508	13,650	14,903	14,471
品目別輸入相談件数	23,516	20,736	22,629	23,781	23,297
品目別違反該当件数	460	384	627	523	517 ^{※1}

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

※1 延べ件数(検査項目別の件数)は650件

表12 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(令和3年度)

条文	違反該当件数 (件)	構成比 (%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	3(延数) 3(実数)	0.5%	ルーピン豆の使用 亜麻の実からのシアン化合物検出
第10条 (病肉等の 販売等の禁止)	2(延数) 2(実数)	0.3%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の 販売等の制限)	254(延数) 201(実数)	39.1%	指定外添加物(ヨウ素化塩、TBHQ、酸化亜鉛、ヨウ素酸カリウム、カルボキシメチルセルロース、ヨウ素、フマル酸第一鉄、マグネシウムアミノ酸キレート、塩化メチル、ニコチンアミドリボキシナーゼ、ペンタン、カルミン、クエン酸マグネシウム、パラオキシ安息香酸メチル、ピコリン酸クロム、フィトナジオン、メタノール、硫酸水素ナトリウム、亜鉛アミノ酸キレート、グリシン酸マグネシウム、ブラウンHT、ポリエチレングリコール、メチルコバラミン、L-メチル葉酸カルシウム、ヨウ化カリウム、硫酸マンガン等)の使用
第13条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	391(延数) 342(実数)	60.2%	清涼飲料水、糖類へのソルビン酸カリウムの対象外使用 調味料へのソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウムの対象外使用 清涼飲料水の二酸化硫黄過量残存 清涼飲料水の製造基準(殺菌条件)不適
総計	(延数) ^{※1} 650 (実数) ^{※2} 517		

※1 項目別の件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表13 輸入相談における違反状況(令和3年度)

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計			
米国	健康食品	指定外添加物の使用	ペンタン	3	106		
			アルギニンケトイソカプロン酸	2			
			アルギニンケトグルタル酸	2			
			オルニチンケトグルタル酸	2			
			クロム	2			
			セレン	2			
			パントテン酸	2			
			亜鉛	1			
			N-アセチルL-カルニチン	1			
			グリシン酸マグネシウム	1			
			グルタミンαケトグルタル酸	1			
			酸化亜鉛	1			
			シトルリンリンゴ酸塩	1			
			N, N-ジメチルグリシン塩酸塩	1			
			テトラメチル尿酸	1			
			バナジウム	1			
			パルミチン酸マグネシウム	1			
			β-ヒドロキシ酪酸カルシウム	1			
			フベルジン	1			
			変性エタノール	1			
			マンガン	1			
			メタノール	1			
			メチルコバラミン	1			
			リボースホスホリラーゼ	1			
			健康食品	添加物の対象外使用		安息香酸ナトリウム	3
						アセトン	1
						グルコン酸亜鉛	1
						ソルビン酸カリウム	1
						酢酸エチル	1
	L-システイン塩酸塩	1					
	健康食品	添加物の過量使用	ポリソルベート60	1			
	糖類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	26			
		指定外添加物の使用	ブラウンHT	3			
	チョコレート類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	11			
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	亜鉛・メチオニン錯体	2			
			クエン酸マグネシウム	2			
			重酒石酸コリン	1			
			重炭酸カリウム	1			
			フマル酸ステアリルナトリウム	1			
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1			
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3			
指定外添加物の使用		乳酸マグネシウム	1				
調味料	添加物の対象外使用	亜セレン酸ナトリウム	1				
		安息香酸ナトリウム	1				
		グルコン酸亜鉛	1				
		グルコン酸銅	1				
キャンディー類	指定外添加物の使用	ヨウ素	2				
		ペンタン	1				

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計		
米国	食品添加物	指定外添加物の使用	化学合成d- α -トコフェロール	1	106	
			グアイオール	1		
	穀類加工品	指定外添加物の使用	リン酸アルミニウムナトリウム	1		
	食鶏卵	製造基準不適合	その他	1		
	その他の食品	指定外添加物の使用	TBHQ	1		
	油脂類	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	1		
ベトナム	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	12	69	
			安息香酸ナトリウム	8		
			安息香酸	2		
		添加物の過量使用	アセスルフアムカリウム	1		
			ソルビン酸カリウム	1		
			二酸化ケイ素	1		
	フェロシアン化ナトリウム		1			
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	8		
			ステアロイル乳酸ナトリウム	2		
			エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1		
		指定外添加物の使用	クエン酸一ナトリウム	2		
			重酒石酸コリン	1		
			バンテノール	1		
			ヨウ素化塩	1		
	製造基準不適合	殺菌条件	5			
		添加物の過量使用	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1		
		即席めん	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム		2
	BHT			2		
	食用黄色4号			1		
	ソルビン酸カリウム		1			
	添加物の過量使用	アセスルフアムカリウム	1			
	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	6		
	スープ類	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1		
ソルビン酸カリウム			1			
ナisin		1				
指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1				
	加熱食肉製品	指定外添加物の使用	亜硝酸カリウム	1		
酢酸カリウム		1				
ピロリン酸三ナトリウム		1				
中国	健康食品	指定外添加物の使用	ニコチンアミドリボキシナーゼ	5	67	
			ポリエチレングリコール	2		
			L-アスパラギン酸デカルボキシラーゼ	1		
			エチルエーテル	1		
			ジクロロメタン	1		
			中性ペクチン酸リアーゼ	1		
			ニコチンアミドホスホリルトランスフェラーゼ	1		
			ニコチンアミドリボシドキシナーゼリボースホスホリ	1		
			パラジウム炭素	1		
			ポリビニルアルコール	1		
			ポリリン酸キナーゼ	1		
			メタノール	1		
			添加物の対象外使用	アセトン		2
				酢酸エチル		2
	ヘキサン	2				
	製造基準不適合	放射線照射	1			

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計	
中国	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	7	67
			安息香酸ナトリウム	2	
			デヒドロ酢酸ナトリウム	2	
			ナイシン	1	
			二酸化ケイ素	1	
		指定外添加物の使用	TBHQ	2	
			雲母ベース真珠色素	1	
			カルミン	1	
			グリチルリチン酸カリウム	1	
			L-システイン	1	
	食品添加物	指定外添加物の使用	酸化バリウム	1	
			ジメチルアミノエタノール酒石酸塩	1	
			炭酸ストロンチウム	1	
			メナキノン-7	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	二酸化ケイ素	2	
		指定外添加物の使用	ポリアクリルアミド	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
			デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
			ナイシン	1	
	冷凍食品(水産動物類)	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
			安息香酸ナトリウム	1	
	種実類加工品	添加物の過量使用	スクラロース	2	
	即席めん	添加物の過量使用	ポリアクリル酸ナトリウム	2	
清涼飲料水	添加物の過量使用	安息香酸ナトリウム	1		
乳飲料	保存基準不適合	保存温度	1		
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	製造基準不適合	保存料の使用	1		
酪農製品	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1		
冷凍食品(魚類)	添加物の対象外使用	食用黄色4号	1		
冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
冷凍食品(野菜加工品)	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1		
韓国	健康食品	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	6	58
			フマル酸第一鉄	5	
		添加物の過量使用	カルボキシメチルセルロースカルシウム	1	
			プロピレングリコール	1	
	添加物の対象外使用	グルコン酸第一鉄	1		
	乳飲料	保存基準不適合	保存温度	14	
	調味料	添加物の対象外使用	パラオキシ安息香酸エチル	7	
			安息香酸ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
		指定外添加物の使用	パラオキシ安息香酸メチル	2	
	添加物の過量使用	ポリソルベート80	2		
	キャンディー類	指定外添加物の使用	グリシン酸マグネシウム	2	
			酒石酸ナトリウムカリウム	2	
	穀類加工品	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	4	
菓子類	添加物の対象外使用	グルコン酸亜鉛	1		
		ソルビン酸カリウム	1		
清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1		
	添加物の過量使用	シリコーン樹脂	1		
茶	添加物の過量使用	スクラロース	2		

国・地域	品目	違反該当内容		件数※	合計
韓国	牛乳	保存基準不適合	保存温度	1	58
	水産加工品	添加物の過量使用	ポリソルベート80	1	
	畜産加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
オーストラリア	清涼飲料水	添加物の過量残存	二酸化硫黄	11	28
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	10	
	菓子類	指定外添加物の使用	カルミン	2	
		添加物の対象外使用	塩素化パラフィン	1	
	酪農製品	指定外添加物の使用	プロピオン酸カルシウム	1	
			ヨウ化カリウム	1	
添加物の対象外使用		硫酸マンガン	1		
タイ	調味料	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	4	27
			安息香酸ナトリウム	3	
			ソルビン酸カリウム	1	
		指定外添加物の使用	硫酸水素ナトリウム	4	
			パラオキシ安息香酸メチル	1	
			ヨウ素	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	フィットナジオン	4	
			L-メチル葉酸カルシウム	3	
			亜鉛アミノ酸キレート	1	
	果実加工品	添加物の過量使用	微粒二酸化ケイ素	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素	1	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ピコリン酸クロム	1	
その他の食品	指定外添加物の使用	ヨウ素	1		
台湾	即席めん	添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	4	27
		指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	3	
	冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用	食用黄色4号	2	
			食用黄色5号	2	
		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
		添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
		指定外添加物の使用	硫酸アルミニウム	1	
	健康食品	添加物の過量使用	スクラロース	1	
		指定外添加物の使用	ラウリル硫酸ナトリウム	1	
	農産加工品	添加物の対象外使用	安息香酸	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物の使用	グリチルリチン酸三ナトリウム	1	
		添加物の過量使用	ポリソルベート80	1	
	果実加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	調味料	添加物の過量使用	スクラロース	1	
野菜加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
冷凍食品(畜産加工品)	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
トルコ	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	11	27
			エステルガム	7	
		指定外添加物の使用	銅クロロフィリン錯体	2	

国・地域	品目	違反該当内容	件数※	合計	
トルコ	健康食品	指定外添加物の使用	パラアミノ安息香酸	1	27
			ピコリン酸クロム	1	
			フマル酸第一鉄	1	
			ヨウ化カリウム	1	
		添加物の対象外使用	硫酸銅	1	
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	野菜加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
ドイツ	清涼飲料水	添加物の過量残存	二酸化硫黄	6	26
		製造基準不適合	殺菌条件	1	
		添加物の対象外使用	二酸化塩素	1	
	酪農製品	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	3	
			カルミン酸アルミニウムレーキ	1	
	野菜加工品	添加物の過量使用	メチルセルロース	3	
	菓子類	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	2	
	健康食品	指定外添加物の使用	アスコルビン酸亜鉛	1	
			メチルコバラミン	1	
	穀類加工品	ルーピン豆の使用	ルーピン豆の使用	2	
	食品添加物	指定外添加物の使用	クエン酸マグネシウム	1	
			メチルコバラミン	1	
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	エステルガム	1	
	キャンディー類	指定外添加物の使用	メタノール	1	
発酵乳	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1		
スペイン	種実類加工品	指定外添加物の使用	塩化メチル	5	21
		添加物の対象外使用	エステル類	5	
	その他の食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	
	健康食品	指定外添加物の使用	ベンタン	1	
		添加物の対象外使用	ヘキササン	1	
	清涼飲料水	添加物の過量残存	二酸化硫黄	2	
	アルコール飲料	指定外添加物の使用	ポリアスパラギン酸カリウム	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	キャンディー類	指定外添加物の使用	カルミン	1	
調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1		
ニュージーランド	健康食品	指定外添加物の使用	マグネシウムアミノ酸キレート	6	18
			亜鉛アミノ酸キレート	2	
			ピコリン酸クロム	2	
			硫酸マンガ	2	
			セレノメチオニン	1	
			フマル酸鉄	1	
			ヨウ素化塩	1	
			ヨウ素酸カリウム	1	
	チョコレート類	指定外添加物の使用	ケイ酸アルミニウムカリウム	1	
		添加物の対象外使用	三酸化鉄	1	
インド	菓子類	指定外添加物の使用	TBHQ	5	15
	健康食品	指定外添加物の使用	ヒアルロン酸ナトリウム	1	
			ト-ブチルメチルエーテル	1	
			メタノール	1	
			ヨウ素化塩	1	
		添加物の対象外使用	酢酸エチル	1	
	野菜加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
果実加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1		
香辛料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1		

国・地域	品目	違反該当内容		件数※	合計
フランス	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	5	15
		製造基準不適合	殺菌条件	1	
		添加物の過量残存	二酸化硫黄	1	
	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	4	
	アイスクリーム類	製造基準不適合	殺菌条件	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	グリシン亜鉛	1	
	種実類加工品	添加物の過量使用	プロピレングリコール	1	
	食品添加物	指定外添加物の使用	モノメチルシラントリオール	1	
フィリピン	菓子類	指定外添加物の使用	TBHQ	8	13
	調味料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
		添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
	豆類加工品	指定外添加物の使用	TBHQ	1	
			ヨウ化カリウム	1	
健康食品	指定外添加物の使用	Ｌ-システイン	1		
イタリア	アルコール飲料	指定外添加物の使用	パテントブルーV	1	12
		添加物の対象外使用	銅クロロフィリンナトリウム	1	
	キャンディー類	添加物の過量使用	銅クロロフィリンナトリウム	2	
	アイスクリーム類	製造基準不適合	殺菌条件	1	
	果実類	指定外添加物の使用	酸化ポリエチレンワックス	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	種実類加工品	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	調味料	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	
	ナチュラルチーズ	添加物の対象外使用	三酸化鉄	1	
	パン類	指定外添加物の使用	アミド化ペクチン	1	
英国	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	11	12
	キャンディー類	添加物の過量使用	銅クロロフィリンナトリウム	1	
チリ	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸	4	11
			ソルビン酸	4	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	3	
ノルウェー	健康食品	指定外添加物の使用	クエン酸亜鉛	1	11
			クロスカルメロースナトリウム	1	
			ビスグリシン酸カルシウム	1	
			ビスグリシン酸マグネシウム	1	
			ホウ素グリシン	1	
			ポリエチレングリコール	1	
			リンゴ酸カルシウム	1	
			リンゴ酸マグネシウム	1	
		添加物の過量使用	リン酸一水素カルシウム	2	
添加物の対象外使用	亜セレン酸ナトリウム	1			
インドネシア	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3	10
			ソルビン酸カリウム	1	
		指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1	
		添加物の過量使用	安息香酸ナトリウム	1	
	菓子類	指定外添加物の使用	TBHQ	1	
		添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1	
添加物の対象外使用		ステアロイル乳酸ナトリウム	1		
スウェーデン	乳飲料	製造基準不適合	殺菌条件	5	9

国・地域	品目	違反該当内容		件数※	合計
スウェーデン	健康食品	指定外添加物の使用	クロスカルメロースナトリウム	1	9
			ビスグリシン酸鉄キレート	1	
		添加物の対象外使用	三酸化鉄	1	
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	エステルガム	1	
ブラジル	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	6	9
		添加物の過量使用	ソルビン酸カリウム	2	
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
スリランカ	清涼飲料水	添加物の過量使用	安息香酸ナトリウム	5	7
		指定外添加物の使用	リン化水素	2	
シンガポール	スープ類	添加物の過量使用	微粒二酸化ケイ素	3	6
	即席めん	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	3	
ネパール	果実加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	5
	乾燥食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	2	
	塩類	指定外添加物の使用	ヨウ素	1	
エストニア	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ビオチン	3	4
			ソルビン酸カリウム	1	
カナダ	清涼飲料水	指定外添加物の使用	フミン酸	2	4
			クエン酸マグネシウム	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	ヨウ素	1	
ペルー	野菜加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	2	4
			ソルビン酸カリウム	2	
エジプト	冷凍食品(穀類加工品)	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	2	3
	穀類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	
オランダ	健康食品	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1	3
			D-マンニトール	1	
		指定外添加物の使用	ポロキサレン	1	
ベルギー	塩類	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	3
	種実類加工品	添加物の対象外使用	三酸化鉄	1	
	調味料	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1	
オーストリア	アルコール飲料	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	1	2
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	グルクロノラクトン	1	
ガーナ	アルコール飲料	添加物の対象外使用	酢酸エチル	2	2
ギリシャ	健康食品	添加物の対象外使用	ステアリン酸マグネシウム	1	2
	パン類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
コスタリカ	菓子類	指定外添加物の使用	TBHQ	1	2
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
香港	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	2	2
アイルランド	魚類加工品	指定外添加物の使用	パラオキシ安息香酸メチル	1	1
イスラエル	種実類加工品	指定外添加物の使用	サボンソウ根抽出物	1	1
ウクライナ	魚類加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	1
スイス	キャンディー類	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	1	1
デンマーク	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ケイ酸アルミニウムナトリウム	1	1
バングラデシュ	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素	1	1
マレーシア	調味料	添加物の過量使用	スクラロース	1	1
南アフリカ	清涼飲料水	添加物の対象外使用	エステルガム	1	1
リトアニア	食鶏卵	製造基準不適合	その他	1	1
ロシア	種実類加工品	シアン化合物の検出	シアン化合物の検出	1	1

※件数は、違反延べ件数

表14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(令和3年度)

国・地域	品目	違反該当内容	件数
中国	未成熟さやえんどう	ヘキサコナゾール	3
	菜の花	ピリダベン	
	あかがい	麻痺性貝毒	
米国	菓子類	酸化エチレン	1
		放射線照射	1
ベトナム	清涼飲料水	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1
総計			6

(参考)主な用語説明

用語	説明
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アピラマイシン	動物用医薬品(オルトソマイシン系抗生物質)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって産生されるかび毒
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロチオラン	農薬(ジチオラン環を有する殺菌剤)
遺伝子組換え食品	遺伝子組換え技術によって得られた生物を利用した食品。遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子を人為的に他の生物の染色体等に導入する技術のこと。
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルミン酸アルミニウムレーキ	指定外添加物
グリホサート	農薬(アミノ酸系除草剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン	農薬(フェニルウレア系除草剤)
ジエトフェンカルブ	農薬(N-フェニルカルバメート系殺菌剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)

用語	説明
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デヒドロ酢酸ナトリウム	添加物(保存料)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
ナイシン	添加物(保存料)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
バツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
パテントブルーV	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(アリルオキシプロピオン酸エステル系除草剤)
ピラクロストロピン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリプロキシフェン	農薬(4-フェノキシ構造を有する殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェナザキン	農薬(キナゾリン系殺虫剤・殺ダニ剤)
フェンブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(軟化剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
メソミル	農薬(殺虫剤)
メタラキシル及びメフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
ルフエヌロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中 枢神経系の疾病
TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)	指定外添加物